

令和6年10月

組合員の皆さま へ

大阪府電設工業健康保険組合

### 医薬品の自己負担にかかる取扱いについて

日頃は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年10月1日から医療機関や調剤薬局での医薬品の自己負担の取扱いが下記のとおりとなりましたのお知らせします。

#### 記

- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品については、希望によりどちらかの医薬品を選択することができますが、令和6年10月1日から医療上の必要性等の理由がある場合を除き、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当が「特別の料金」として自己負担に加算されることになりました。

対象となる医薬品やその他詳細については、別添リーフレットをご参照ください。

#### \*後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは

新薬（先発医薬品）と同じ有効成分を使用しており、厳格な試験に合格し、厚生労働大臣の承認を受けて製造されている医薬品です。

新薬と品質や効き目、安全性が同等と認められており、新薬より低価格で提供されています。

医療機関や薬局に、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を希望することを伝えるための「ジェネリック希望シール」がございます。

ご希望の方は当組合総務課にお電話、又は、ホームページの「お問い合わせ」〔「①ジェネリックシール希望 ②送付する住所 ③氏名」を明記〕からお申込みください。

大阪府電設工業健康保険組合

TEL 06-6385-2851